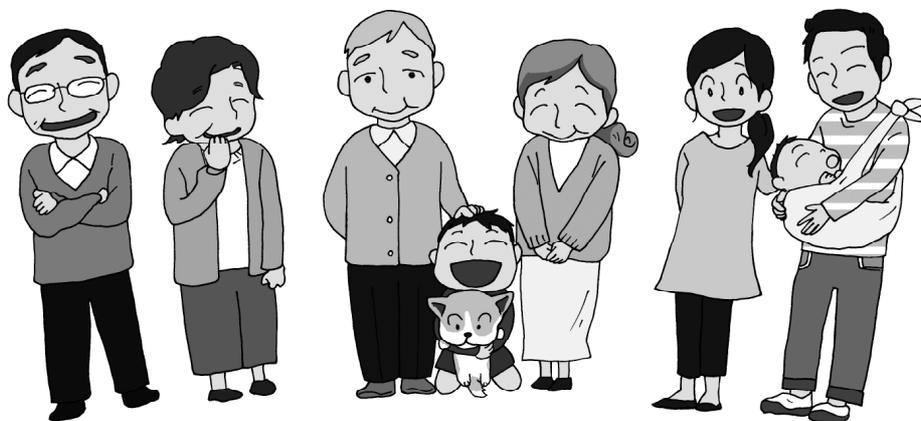


# 調布市福祉のまちづくり推進計画

## 概 要 版



平成 24 年 3 月

調 布 市

## 1 計画の目的

高齢者や障害者も自由に外に出て、それぞれの能力を活かしながら、就労・趣味や地域活動、ボランティア・スポーツ・レクリエーションなど、様々な活動に参加できる環境づくりが求められています。そのためには、道路や建築物等における段差の解消をはじめ、高齢者や障害者などの社会参加を困難にしている様々なバリアを除去することが必要です。

一方、福祉のまちづくりを推進するうえでは、これまでの高齢者や障害者などの特定の人への個別的な取組から、年齢や障害の有無などにかかわらず、全ての人が利用しやすいよう、「バリアフリー」から一歩進んだ「ユニバーサルデザイン」の考えに基づく取組も重要となっています。

調布市では、平成9年（1997）に施行された福祉のまちづくり条例をユニバーサルデザインの理念に基づく条例として改正し、平成21年（2009）10月1日に施行しました。

この条例では、「高齢者や若者も、障害がある人もない人も、また、大人や子どもも生涯をとおりて人としての尊厳を認め合いながら、いきいきとした生活を営むことができるような豊かで温かいまち調布を実現すること」が私たちの願いであり、「だれもが住み慣れたまちで安心かつ快適な生活が営め、また、だれもが進んで社会参加のできる、そのような社会の実現に向け、ユニバーサルデザインの理念に立ったまちづくりを推し進めることは、私たちの責務である」としています。

さらに、「保健、医療、住環境、防災、教育などあらゆる分野で福祉の視点に立った配慮」や「市、市民及び事業者の自主的な参加による協働の営み」が必要であるとしています。

そのため、この計画は、本条例第7条に基づき、条例の理念を踏まえつつ、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として策定しています。

## 2 計画の位置付け

この計画は、福祉のまちづくり条例に基づき策定するもので、調布市における福祉のまちづくり推進にかかわる福祉、教育、住宅、建設、交通、防災、防犯等のあらゆる分野の施策を盛り込んだ計画とします。また、市内の施設等が「福祉のまちづくり」の視点を持って整備されるよう、新しく設置される施設等だけでなく、改修などによる既存の施設等にもできうる限り条例に沿った整備を促進します。これにより、誰もがその利用に当たり、安全・安心で円滑に活用できるようになり、等しく社会参加ができるようなまちづくりを目指していきます。

なお、計画の策定に当たっては、地域福祉計画をはじめ、福祉のまちづくりを推進するうえで必要な関連施策や他の計画との整合性を図っていきます。

## 3 計画の期間

計画の期間は、地域福祉計画と同様に平成 24 年度（2012）から平成 29 年度（2017）までの 6 年  
間を対象としています。また、計画期間の最終年度には、次期計画に向けた見直しを行います。

## 4 計画の推進体制

### ① 市民の役割

調布市福祉のまちづくり条例第 4 条では、「市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自  
ら福祉のまちづくりに努めるとともに、相互に協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有す  
る」と定めています。

市民は、ユニバーサルデザインに基づく福祉のまちづくりの取組について理解を深めるとともに、  
積極的に参画することで、その推進に寄与することが求められます。

### ② 事業者の役割

調布市福祉のまちづくり条例第 5 条では、「事業者は、その事業活動に関し、その所有し、又は  
管理する施設及び物品並びに提供するサービスについて、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、  
他の事業者と協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する」と定めています。

事業者は、施設を新築や改修する場合、ユニバーサルデザインに基づく整備を進めるとともに、  
やさしさや思いやりを持って、目配りや気配りなどに配慮したサービスの提供に努めることが求め  
られます。

### ③ 市（行政）の役割

調布市福祉のまちづくり条例第 3 条では、「市は、市民及び事業者の参加と協力の下に、福祉の  
まちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定めていま  
す。

市は、ユニバーサルデザインに基づく福祉のまちづくりを推進するため、職員一人ひとりがユニ  
バーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりをさらに認識し、施策を実行することが求められ  
ます。



## 5 福祉のまちづくりの基本的方向

### ① 基本理念

調布市の福祉のまちづくりを推進するうえにおいては、次のとおり基本理念を掲げます。

**みんなの笑顔があふれ、  
ゆたかで、あたたかいまち 調布**  
～ “からだ”と“こころ”にやさしいユニバーサルデザインのまちづくり ～

### ② 基本目標

基本理念に基づき、次の2つを基本目標と定め、福祉のまちづくりを総合的・計画的に推進を図っていきます。

#### (1) 誰もが活動しやすいまちづくりの推進

高齢者や障害者をはじめ、誰もが地域の中で自由に活動できるよう、公共交通機関の充実等により安全で快適に移動できる取組を充実します。また、市民一人ひとりが生きがいを持ち、健康で文化的な生活を送ることができるよう、社会参加の促進を図ります。

さらに、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、地域全体を視野に入れ、面的にユニバーサルデザインが広がる整備を進めます。

#### (2) 誰もが安心して生活できるまちづくりの推進

誰もが地震や台風などの自然災害から守られ、安心して生活が送れるよう、耐震化等の減災対策を進めるとともに、地域が一体となった防災力の向上を図ります。また、防犯や交通安全、消防などについては、危険に対する意識の高揚や関係機関との連携の強化に努めます。

生活の基盤となる住宅については、計画的な住環境の整備を進めるとともに、耐震化等による安全対策など、安心できる住まいづくりへの支援を図ります。

また、ユニバーサルデザインによる福祉のまちづくり推進の基盤を強化するため、誰もが必要な情報を必要な時に入手できるよう、情報提供の充実に努めます。

## 6 基本目標 1 誰もが活動しやすいまちづくりの推進

### ① 誰もが快適に移動できるまちづくりの推進

高齢者や障害者をはじめ，誰もが円滑に移動できるよう，公共交通機関の充実や外出支援を図るとともに，交通環境のバリアフリー化を進めます。

実施事業		
○ショートステイ送迎費の負担軽減	○車いす福祉タクシー	○移動支援費支給事業
○自家用車による外出支援	○障害福祉サービス (行動援護，同行援護)	○障害者ホームヘルパー養成研修 (行動援護，同行援護，移動支援)
○福祉タクシー事業の推進	○ミニバスの運行	○交通バリアフリーの推進

### ② 社会参加の促進

高齢者や障害者を含めた全ての人が，地域の中でいきいきと生活できるよう，市民活動やふれあい活動の促進，就労支援等の充実を図ります。

実施事業		
○図書館のハンディキャップサービス	○コミュニティづくりの推進	○地区協議会の設立と支援
○市民参加・協働のしくみづくり	○市民活動支援センターの運営	○利用者サポート事業の実施
○地域福祉活動団体への支援	○ボランティアコーナーの運営支援	○シルバー人材センターの運営支援
○障害者就労支援事業	○障害者等雇用事業	○市立障害者施設の運営
○デイセンターまなびや事業	○総合福祉センター放課後等デイサービス事業	○こころの健康支援センターにおけるデイサービス事業
○障害者地域活動支援センター事業	○日中一時支援費支給事業	○事業所新規開設費補助・家賃補助
○新障害福祉サービス事業所の設置	○作業所等経営ネットワーク支援	○聴覚障害者等コミュニケーション支援事業
○精神保健福祉に関する普及啓発	○あんしんネット	○障害者地域自立支援協議会
○障害者の雇用の促進	○ふれあい収集の実施	



### ③ ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

市民の誰もが安心して利用できるよう、福祉のまちづくり条例に基づいた道路や公園の整備を図るとともに、まち全体の一体的かつ面的な整備により、ユニバーサルデザインによる総合的なまちづくりを推進します。

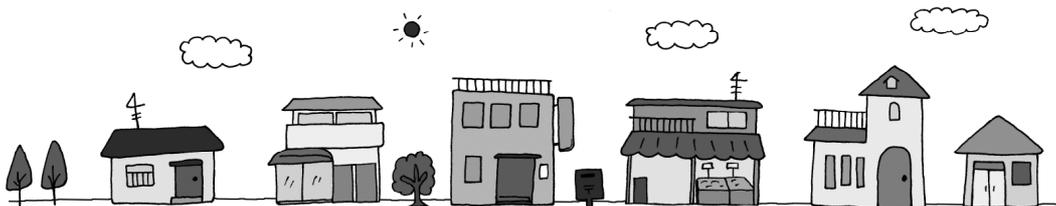
実施事業		
○公共建築物の整備	○人と環境にやさしい道路の整備	○都市計画道路の整備
○生活道路の整備	○快適な公遊園の維持管理	○市営公衆便所の維持管理
○駅前広場の整備 (調布・布田・国領駅)	○商店街活性化の推進	

## 7 基本目標2 誰もが安心して生活できるまちづくりの推進

### ① 住まいへの支援の充実

高齢者や障害者を含めた全ての人が安全で安心して生活ができるよう、住まいの確保を図るとともに、耐震化やバリアフリー化等による住環境の向上に努めます。

実施事業		
○シルバーピア管理運営事業	○知的障害者グループホーム・ケアホーム事業	○重症心身障害者ケアホームの設置
○障害者グループホーム・ケアホーム開設・運営費補助	○居住サポート事業、地域相談支援事業	○市立障害者施設の運営
○住宅改修費の支給 (日常生活用具費支給事業)	○障害者地域移行促進事業 <b>新規</b>	○知的障害者グループホーム家賃助成事業
○木造住宅の耐震化の促進	○高齢者世帯等民間賃貸住宅家賃等委託料助成事業	○よりよい住まいづくり応援制度 (居住環境改善資金の助成)
○住宅設備改修等給付事業	○市営住宅維持管理事務	○高齢者住宅維持管理事務



## ② 防災対策の充実

誰もが地震や台風などの自然災害から守られ、安心して生活が送れるよう、耐震化等の減災対策を進めるとともに、地域が一体となった防災力の向上を図ります。

実施事業		
○地域防災計画の修正	○防災意識の啓発	○災害時要援護者避難支援プランの推進
○災害時要援護者台帳の整備	○障害者火災安全・緊急通報システム事業	○高齢者の生活安全の確保
○総合防災訓練・水防訓練の実施	○防災備蓄品の確保・充実	○災害情報システムの維持管理・充実
○下水道施設の地震対策の推進	○橋りょうの耐震改修	○耐震改修促進計画の改訂・推進
○私立保育園耐震化促進事業の実施	○防災対策事業	○消防力の向上

## ③ 安全対策の充実

高齢者や障害者をはじめ、全ての市民が安全で安心して暮らせるよう、地域と行政、関係機関等が連携した防犯・交通安全対策を推進します。また、市民が健康的で快適に暮らせるよう安全性の高い生活環境の充実を図ります。

実施事業		
○安全・安心メールの配信	○防犯意識の啓発	○学校・通学路の安全確保の推進①
○学校・通学路の安全確保の推進②	○地域での防犯パトロールの支援	○見守りネットワークの推進
○救急医療情報キットの提供	○障害者救急医療情報キットの給付	○DV被害者民間シェルターの運営支援
○児童虐待防止センター事業の推進	○障害者虐待防止センターの設置 新規	○安全・安心パトロールの実施
○調布駅周辺パトロールの実施	○安全・安心マップの作成支援	○社会を明るくする運動の推進
○交通安全意識の啓発	○交通安全施設の整備と関係機関への要望	○自転車等駐車場の維持管理と有料化
○放置自転車の撤去	○公共施設のシックハウス対策	○民間施設のシックハウス対策簡易測定
○公共施設のアスベスト対策	○河川水質等の調査監視と啓発	○大気汚染等の調査監視と啓発
○都民の健康と安全を確保する条例に基づく環境確保		

## ④ 情報提供の充実

市や地域が発信する情報にユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、わかりやすい情報提供を行います。

### 実施事業

○外国語版生活便利帳の発行

○自治会掲示板の維持管理

○観光案内誘導標識の維持管理・設置

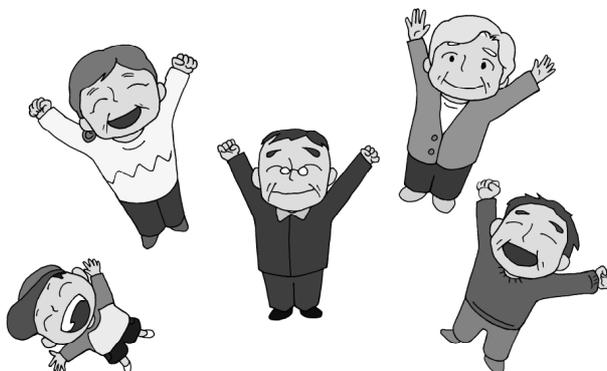
○音声コードの作成 **新規**

○「障害者福祉のしおり」の作成

○市ホームページの運用

○市報等の発行

○広報番組の製作



登録番号

(刊行物番号)

2011-270

## 調布市福祉のまちづくり推進計画 概要版

発行年月 平成24年3月  
発行 調布市  
編集 調布市福祉健康部福祉総務課  
〒182-8511  
東京都調布市小島町2-35-1  
電話 042(481)7101  
URL <http://www.city.chofu.tokyo.jp/>



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用